



2月15日(月) 第16回口頭弁論がありました！

冬の厳しい寒波が押し寄せたこの日も、傍聴・報告集会に約200人の方々が駆けつけました。今回は、報告集会後に田中宏一橋大学名誉教授より、「高校無償化法の「朝高」除外、何が問題なのか-名古屋地裁提出の意見書を手がかりに-」というテーマで、講演会も行われました！

◆第16回口頭弁論の内容◆

今回の口頭弁論では、国が朝鮮高校を高校無償化法から除外することは憲法14条1項後段の違反にあたり違憲であるということについて、準備書面の要旨陳述がなされました（準備書面17）。

国の一連の無償化除外という行為は、純粋に朝鮮民族、朝鮮民主主義人民共和国に対する差別・嫌悪感情からくるものだということ、さらには国がその差別感情を「朝鮮高校を高校無償化法からの除外」というかたちで助長・固定化しているということが主張されました。

実際に、朝鮮学校に対する地方自治体の補助金を、東京都や大阪府が無償化除外の議論を契機として打ち切ったことや、広島県が「朝鮮学校を高校無償化対象から除外した国の判断を重く受け止めた」という理由で打ち切ったことが、国が朝鮮学校に対する差別を助長・固定化させていることの具体例として挙げられました。

このように、「朝鮮学校生徒」という地位にある在日朝鮮人に対する差別を助長・固定化させる国の行為は、憲法14条に違反しているといえます。

作成 USM ~うみ~
ウリハッキョサポーツメンバーズ

また、朝鮮学校が無償化制度の対象校となるための省令の根拠条文（高校無償化法施行規則1条1項2号ハ）を文科省が削除したことについて、国側の反論に対して再反論を行う準備書面も提出されました。

●裁判報告集会の様子●

今回の報告集会では、矢崎暁子弁護士により口頭弁論の内容の要旨についての解説が行われました。そして、無償化デー2月企画と朝鮮高校生裁判支援全国統一行動の一貫として、田中宏先生による講演も行われ、いつもの報告集会以上に熱氣がありました。

田中宏先生の講演では、これまでの朝鮮学校・生徒が直面してきた問題や国際世論、政治的観点など多岐にわたる角度から、なぜ朝鮮高校が高校無償化法から除外されることが問題なのかということについてお話をされました。また、韓国で朝鮮学校支援の輪が広がっていることについても強調され、会場では韓国の「ウリハッキョと子どもたちを守る市民の会」の活動写真が大きく紹介されました。この講演を通じて、無償化除外の何が問題かという根本的で最も重要な問いを、もう一度確認し合うことができました。

裁判は続きますが、問題の本質をしっかりと確認しながら、これからも裁判闘争を頑張りましょう！！

